

1. はじめに

居住環境の一部を構成している景観が、我々人間にとっていかなる意味をもち、その意味が社会の歴史的变化および社会を構成している階級・階層構造によつて、いかなる相違もあり、その反映として景観を構成する都市構造自体が、どのような変化をしていくか？

国家独占資本主義段階にかりて現代では、都市の変化が大規模化し、そればかりでなく都市の基本構造まで破壊し、生活環境・居住環境を破壊してゆく。

本研究では、東京の近郊に位置している市鎌倉をとりあげ、以上の問題視角から当地に起る景観（居住環境）保存の住民運動に焦点をあてて、問題を探るものである。

住民運動は現在日本の至る処で起っているが、居住環境保存の運動として、しかも今から約10年前の昭和39年に起る鶴ヶ岡八幡宮裏山の宅地開発阻止運動は注目し値する特異性をもっていると考えられる。

本研究では、この住民運動に焦点をあて、何故鎌倉で景観保存の運動が起る、他の都市では起こらないのか、景観とするもの（住民側）と、それを破壊するもの（地主・業者・行政当局）とを対峙し、両者の複雑な組み合わせの中で、どのような運動が展開したかを分析し、具体的な問題とどこに存在し、またその計画者は、鎌倉の住民運動から何を学ぶべきかを明らかにする。

2. 鎌倉の社会的背景と住民運動の発端

市の資料で鎌倉の不動産業者の動きをみると、昭和34年頃から始まり、昭和36年以降急激になっている（国民所得倍増計画は昭和35年12月に閣議決定された）。昭和39年迄に2.7 km²の土地が宅地として購入されており、昭和47年にはそれから5.7 km²であるから、購入面積の約半分以上（47%）が大手及び中小不動産業者によって、既に取得されていることがわかる。

それに伴って鎌倉の山々がブルドーザーによって削られ、大規模住宅団地があちこちに存在するようになる。住宅建設は鎌倉地内にも侵蝕してくる。護国親王の墓近くに建設された住宅地は付近の住民が反対したため、反対運動の具体的な成果を得られずに建設が行われてしまった。

鎌倉地内に起こった決定的な問題は、鶴ヶ岡八幡宮裏山の宅地造成建設計画である。

住民はその建設計画で知られるようになる。その時、土地ブローカーが隣接地の住民に計画予定地の境界を確認するため、地域を動き回るようになる。そして昭和38年10月のことである。この宅地に反対する住民が、社会的に反対を声明するのは、その後3ヶ月を経てからである。

この間の住民の動きをもう少し具体的にみてみよう。計画対象地域の住民が、宅地建設に伴う不安と心配事で話す村会を持つのは、昭和39年1月15日の町内の新年会のことである。当時はまだ自主的に集会を持つという動きは住民の間に余り浸透してゐなかったことがわかる。そこでではじめて1)切り崩される山の真下に住宅が軒の人の生命の危険性、2)鎌倉住民の生活環境が破壊されるという危機、3)鎌倉の歴史的景観が破壊し、鎌倉の運命を左右する重大な問題であることが、集まった人々の間で確認された。その場で市当局へ宅地反対の陳情をすること全員一致で可決した。1月30日、52名の署名による陳情書で代表が市長へ提出した。これは鎌倉の住民が言う通利御谷騒動または御谷の住民運動の始まりである。ⁱⁱⁱ⁾

3. 行政（市及び県）当局の動き

当初鎌倉市長及び市議会と宅地造成を支持しており、昭和39年1月21日の市の県に対する回答は、宅地申請を法的には適法であるため「容認する」としている。しかしながらその後住民の反対にあい、県に対

して「宅地支援あり」として4月30日に答申している。

それまでは、住民から陳情すると「許可初は県にあるので、如何にもし難い」と答へ、県当局へ行くとして「地元市長の答申で尊重しなくてはならない」と答へ、お互いに責任のすり合ひをして、何ら態度に試意がみられなかった。⁽¹⁾しかし新聞などで通じて八幡宮裏山の宅地社会的問題として大きく取りあげられ、反対運動が単に鎌倉だけでなく社会的支持を得られるようになる。鎌倉市議会も住民の請願で採択し、かつ鎌倉の風致保存を決議するようになる。

この後、運動の対象は県当局と業者に向けられ、運動の新しい局面に入っていく。

うち補正すると、行政当局内部でも複雑な対立関係、業者・地主の動き、業者と行政当局との矛盾という住民運動論として興味ある問題が現れているが、ここでは割愛する。

4. 運動の成果とその後の問題点

結果として宅地造成は出来たが、現行法の中で問題は処理（当地は県の指定する風致地であるので、行政指導で計画の縮小を求めた）から、八幡宮の景観と住民の生活環境は守られた。この八幡宮裏山の問題は社会的に大きくクローズ・アップされたので、これが契機となって、国会議員で動かし、議員の受託によって現行の市郡保存法（市郡における歴史的風土の保存に因する特別措置法）が成立した。

もし宅地予定地の周辺住民が反対運動で大きく展開しえなかったら、また八幡宮裏山の宅地化はなことを恐ると、この全市的に種りなかられた住民運動の持つ意義は十分評価されなければならない。

問題はまず周辺の住民から生命や脅かすものとして提起され、それと自然的な生活環境として捕之る鎌倉の住民が、周の住民と一体化する。て反対したのである。つまりここで注意しなくてはならないことは、住民は八幡宮の景観で構成している裏山で、単なる観望者から見えて美しい風景といふ。風景的村舎として捕之ていたのではなく、日常的に八幡宮とどうもつきあひ、散策の場として享受するという生活に根ざした感情的な生活環境として捕之ていたということである。そこには計画者や観望者から鎌倉の景観に対して抱く憧憬が込

められていた。住民の生活とつものを感じていていなくてはならない。つまり住民が主体的に運動にかかわることで得るもの。それという必然性があることである。

確かに後に住民が支持するようになる。市当局と市議会、および県当局の果たした役割は運動で有利にする上で、また実際に行政協力という力を持っているという意味で、無視することはできない。しかし市の態度、県の態度で変えられれば又変えざるを得る。それは、周の住民の主体的運動とそれと支持した鎌倉住民の行動に依る。計画対象地域が、歴史的に由緒あるという特長があり、歴史的景観で守るということと社会的にと認得力を持つ得、それと積極的な支援したのか、署名者であり、募金者であり、マス・コミであるといえる。

市郡保存法からみて運動の1つの進歩はあつたが、問題はそれだけで解決はなされる。それと裏づけるように、鎌倉中ではかつ後に住民運動が数々起きてくる。これについては次の機会に譲りたい。

我々計画者や計画という名の下に地域を開発し、地域社会を築いていく。それとどこまで地域生活の積極的理解に基づいた計画であるかは疑わしい。鎌倉の住民運動は、計画の理想に向てとらえようとしたが、そして広義での計画者（行政当局）がどういう態度でとらえたかということ、我々が提示するものである。

あとがき

本論で作成された。鎌倉市民社の歴史に資料の提出及び助言で、いろいろお世話になる。それとて記しておく。

【参考文献】

- i) 「感性環境」については、マルクス、エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」（大月書店）Aのニ「意識の生活について」を特に参照。
- ii) 「市勢要覧かまくら」鎌倉市役所、1973.3.15
- iii) 「月刊鎌倉市民」鎌倉市民社、No.135～144、1971年4月～1972年1月
「鎌倉市議会会議録 昭和39年」